

年末年始のごみの収集

年末年始のごみの収集・自己搬入などについて、お知らせします。

家庭ごみの収集日

いずれも、【下記】日程の各地区収集日。ごみは早朝から朝8:00（木の枝・刈り草・葉は10:00）までにお出してください。

区分		年末	年始
可燃ごみ		12月30日(出)まで	1月4日(木)から
資源物	びん・缶・ペットボトル		
	古紙・布類		
	木の枝・刈り草・葉	12月28日(休)まで	1月15日(月)から
不燃ごみ・有害ごみ			1月4日(木)から

一時多量ごみ・粗大ごみの収集・自己搬入

収集を依頼する場合

年末は12月28日(休)まで、年始は1月4日(休)から

*12月は申し込みが多いため、収集が1月以降になる場合もあります。

- 一時多量ごみ＝電話で、市廃棄物リサイクル事業協同組合 ☎204-5805へ申し込み（平日9:00～12:00、13:00～17:00）
- 粗大ごみ＝ホームページから申し込み。[千葉市 粗大ごみ受付](#) ☎302-5374（平日9:00～16:00、土曜日9:00～11:30）、LINEからも可。

LINEからも粗大ごみの収集が申し込めるようになりました

電話、ホームページのほか、LINE【右記コード】から申し込みできます。LINEからの申し込みもホームページの場合と同様、粗大ごみ処理手数料の支払いに、クレジットカードなどの電子決済が利用できます。



自己搬入する場合

年末は12月28日(休)まで、年始は1月4日(休)から

区分		施設名・電話番号	
一時多量ごみ	可燃ごみ	①新港クリーン・エネルギーセンター ☎242-3366 ②北清掃工場 ☎258-5300	
	不燃ごみ	③新浜リサイクルセンター ☎263-9100	
粗大ごみ	布団類、カーペット、畳など	①②	④環境事業所 中央・美浜 ☎231-6342 花見川・稲毛 ☎259-1145
	上記以外	③	若葉・緑 ☎292-4930
古紙		収集業務課へお問い合わせください。	
①～③平日13:00～16:00			
④平日9:00～16:00、土曜日9:00～12:00			

し尿・浄化槽清掃

受付期間 年末は12月28日(休)まで、年始は1月4日(休)から

☎収集業務課 ☎245-5246 ☎245-5477

消防音楽隊クリスマスコンサート

乳幼児から大人まで楽しめる吹奏楽コンサートです。クリスマスソングを中心に演奏し、音楽を通して防火・防災を呼びかけます。

日時 12月24日(日)10:30～11:00、11:30～12:00

会場 アリオ蘇我屋外イベント広場

備考 当日直接会場へ。

☎消防局総務課 ☎202-1664 ☎202-1614



12月は不法投棄防止強化月間

不法投棄をしない！させない！

ごみを道路や空き地に捨てるなど、ごみ出しルールを守らずに捨てることは不法投棄です。ごみの分別・排出ルールを守り、正しく出しましょう。

市では、監視カメラの設置や監視パトロールを行うなど、不法投棄の未然防止・対策を強化しています。

廃家電製品など（家電リサイクル対象機器）の処理方法

対象品目 エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機

- 販売店に引き取りを依頼する。
- 次の指定引取場所に自己搬入する。

リバー(株)千葉事業所（稲毛区六方町210）☎423-1148

㈱つばめ急便千葉第四センター（稲毛区長沼原町225-1）

☎258-4060

- 市一般廃棄物処理業許可業者に収集を依頼する。

市廃棄物リサイクル事業協同組合 ☎204-5805

違法な不用品回収業者にご注意を

軽トラックなどで巡回し、廃家電製品などの不用品の処理を請け負う業者や、空き地などに拠点を構え、無料回収と看板を掲げている業者は、市の許可を受けていないため、廃棄物の収集や処分を行うことができません。こうした業者による廃家電製品などの回収は、不法投棄や高額な料金を請求されるといったトラブルの要因となります。

廃家電製品などの不用品は、違法な不用品回収業者を利用せず、適正な方法で処理を行ってください。

私有地にごみを捨てられないようご注意ください

土地の所有者・管理者は、私有地のごみを自らの責任で処理しなくてはなりません。ごみを捨てられないよう、フェンスや看板を設置しましょう。

また、雑草はごみの目隠しとなりますので、定期的に刈りましょう。

スクラップヤードへの土地の提供について

「千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例」により、土地所有者は、金属スクラップなどの再生資源物の屋外保管場として土地を譲渡・賃貸する際、市民生活の安全および生活環境の保全上支障がないことを確認しなければなりません。土地を提供する際は、スクラップの搬出入先や作業時間など、作業内容を十分確認し、事業計画に疑わしい点がある場合には、安易に土地を提供しないようにしましょう。

また、土地所有者は、発生した苦情などに対し、誠意をもって解決に当たらなければなりません。周辺への影響を考慮し、土地を提供する際は十分注意しましょう。

☎家庭ごみ相談ダイヤル ☎204-5380

収集業務課 ☎245-5246 ☎245-5477

産業廃棄物指導課（スクラップヤードへの土地提供について）

☎245-5683 ☎245-5477

12月10日～19日

冬の交通安全運動

「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」をスローガンに、12月10日～19日の10日間、冬の交通安全運動を県下一斉に実施します。一人ひとりが交通ルール・マナーを守り、交通事故をなくしましょう。

運動重点

- 飲酒運転の根絶
- 夕暮れ時と夜間の事故防止と安全運転意識の向上
- 自転車等のヘルメット着用と交通ルール順守の徹底

☎地域安全課 ☎245-5148 ☎245-5155

飲酒運転による悲劇を繰り返さないためにも、一人ひとりがそれぞれの立場でしっかり考え行動しましょう



編集担当C